

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第1号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年10月9日 13時15分ごろ	
発生場所	三重県鳥羽市鳥羽港 鳥羽港東防波堤灯台から真方位072°600m付近 (概位 北緯34°29.6′ 東経136°51.1′)	
事故等調査の経過	平成23年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 液体化学薬品ばら積船 ^{めいわ}明和丸、334トン 133392、株式会社菅原ジェネラリスト、株式会社萬周海運</p> <p>B 貨物船 ^{しんみさき}新美咲、259トン 140427、大祐汽船有限公司</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、四級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、三級海技士（航海） 機関長B、五級海技士（航海）、五級海技士（機関）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船尾部凹損及び同ハンドレール曲損</p> <p>B 船首部破口及び凹損、同ハンドレール曲損、同ホーズパイプ部外板及び球状船首擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、空船で、荒天避泊のため、鳥羽港において、錨泊中のB船から東南東方約250m離れた水深約20mの場所に右舷錨の錨鎖を3節まで伸ばして錨泊を開始した。</p> <p>船長Aは、船橋でしばらく守錨当直に就いていたが、その後、守錨当直を配置せず、乗組員全員が休息していた。</p> <p>B船は、船長Bほか3人が乗り組み、空船で、荒天避泊のため、水深約10mの場所に右舷錨の錨鎖を3節まで伸ばして錨泊をしていた。</p> <p>B船は、乗組員が守錨当直に就いたときもあったが、その後、乗組員全員が休息していた。</p> <p>A船は、走錨し、平成22年10月9日13時15分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 東南東、風力 3、最大瞬間風速 約12.9 m/s、視界 良好</p> <p>海象：朝夕 上げ潮の初期</p> <p>本事故発生当時、三重県鳥羽市には、強風、波浪、雷、高潮、大雨及び洪水の各注意報が発表されていた。</p>	
その他の事項	B船は、機関長Bが実質船長として運航に携わっていた。	
分析	乗組員等の関与	A あり、B あり
	船体・機関等の関与	A なし、B なし
	気象・海象の関与	A あり、B なし

	判明した事項の解析	A船及びB船は、鳥羽港において錨泊中、それぞれが守錨当直を実施していなかったことから、A船が走錨していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、強風、波浪注意報などが発表されていた状況下、A船及びB船が、鳥羽港において錨泊中、それぞれが守錨当直を実施していなかったため、A船が走錨していることに気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	